

図表 2-12 ドイツの州における選挙制度の例

州	投票数	選挙制度	総議席数	直接/名簿
バイエルン	2 票	小選挙区比例代表併用制	180	92/88
ベルリン	2 票	小選挙区比例代表併用制	149	60%/40%
ブレーメン	1 票	比例代表制	83	0/83

(出所) 片木淳「ドイツの地方議会と直接民主制」比較地方自治研究会・(財)自治体国際化協会(2004年)を参考にバイエルン議会ウェブサイト([http://www.bayern.landtag.de/wahlergebnis\\_1998.html](http://www.bayern.landtag.de/wahlergebnis_1998.html); 2008.02アクセス)、ベルリン議会ウェブサイト(<http://www.parlament-berlin.de/pari/web/wdefault.nsf/vHTML/C11?OpenDocument>; 2008.02アクセス)、ブレーメン議会ウェブサイト(<http://www.bremische-buergerschaft.de/index.php?area=1&np=3,22,99,0,0,0,0>; 2008.02アクセス)より作成

州議会においても、選挙は政党中心に行われるため、女性の政治参加推進には政党によるクォータ制が大きな役割を果たしている。

### (3) 今後の課題

ドイツの政治分野では、政党による自発的な女性議員数を増加させるための自発的な取組が行われている。連邦議会では政党のクォータ制の導入によって女性議員数が上昇しているが、より一層の女性の政治参画及び女性が政治参加しやすい環境整備が求められている。また、委員会における女性構成員数を増加させることが望まれている。

市町村議会では女性議員数が少ない州も多いため、連邦家庭省では市町村議会での女性の参画を促進するため、関連統計をまとめ、女性の参画を妨げている原因を確認するための取組を行うことについて検討がなされている。具体的には、女性参加の推進のためパンフレットの作成や研究報告の公表、さらにワークショップや専門的なイベント開催が予定されている。

## 3. 行政分野への女性の参画

### (1) 行政分野への女性の参画の実態

ドイツの官庁は、基本法第 87 条第 3 項に定める連邦最高官庁 (Oberste Bundesbehörden) 及び中級官庁 (Mittelbehörde) に分かれている。

伝統的にドイツの公務員は、公法上に任用の根拠がある官吏 (Beamte) と雇用関係は民間と同様の事務職員 (Angestellte)・雇用者 (Arbeiterinnen und Arbeiter) に分かれていた。官吏は、公法上に任用の根拠があると同時に終身雇用であるが、事務職員・雇用者の場合は私法上の期限付きの雇用契約によって雇用されていた<sup>27</sup>。職員の採用は各省庁に任されて

<sup>27</sup> 2005 年 12 月 1 日の新賃金協約の発効によって、事務職員と雇用者の区別は廃止され、事務職員・雇用

おり、各省庁が競争試験で官吏の採用を実施している。

官吏として任官されるためには<sup>28</sup>、学歴等によって定められるラウフバーン（Laufbahn）試験に合格する必要がある。ラウフバーンは、単純業務職（Einfacher Dienst）、中級職（Mittlerer Dienst）、上級職（Gehobener Dienst）、高級職（Höherer Dienst）の4階層がある。尚、課長以上の官吏ポストは全て高級職官吏が占める<sup>29</sup>。

図表2-13は1998年から2004年までの、連邦政府の官庁における女性職員の割合である。連邦政府全体をみると、女性の割合は2004年時点で46.9%に達しており、約半数を女性が占めている。しかし、形態別では官吏及び事務職員における女性割合が小さく、労働者に占める女性の割合が多い。女性の官吏職割合は1998年から若干上昇しているが、依然として23%台に留まっている。

フルタイムの官吏では、連邦政府全体の高級職における女性職員割合は、18.6%（2004年）であり、上級職では31.1%、中級職では16.8%、単純業務職では、15.5%であり、（参照、図表2-14）、女性割合が20%未満である場合が多くなっている。

他方で、パートタイムの場合、官吏、事務職員・雇用者ともに女性が占める割合は大きく、ほぼ8割以上のパートタイム労働者を女性が占めている（参照、図表2-15）。

---

者は非官吏（Beschäftigte）として区分されている。

<sup>28</sup> ドイツの公務員制度については、人事院『公務員白書』（平成16年版）参照。

<sup>29</sup> 高級職ラウフバーンとして任官されるためには、大学卒業資格取得後、2年間の準備勤務、ラウフバーン試験（又はこれに相当する第2次国家試験）を受けることが必要となる。

図表 2-13 ドイツ連邦公務部門における女性職員の占める比率

連邦官庁及び裁判所 ( Bundesbehörden und -gerichte )	総数			官吏 ( Beamtinnen und Beamte )			事務職員 ( Angestellte )			労務者 ( Arbeiterinnen und Arbeiter )		
	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率
総計												
1998	327,014	108,352	33.1%	131,335	24,757	18.9%	107,293	66,365	61.9%	88,386	17,230	19.5%
1999	322,837	107,128	33.2%	133,678	25,883	19.4%	103,935	64,750	62.3%	85,224	16,495	19.4%
2000	319,299	105,863	33.2%	133,584	26,393	19.8%	102,611	63,677	62.1%	83,104	15,793	19.0%
2001	312,462	104,160	33.3%	132,231	26,901	20.3%	99,706	61,826	62.0%	80,525	15,433	19.2%
2002	306,632	103,257	33.7%	131,726	27,525	20.9%	97,332	60,456	62.1%	77,574	15,276	19.7%
2003	287,913	98,134	34.1%	128,506	28,596	22.3%	90,617	56,209	62.0%	68,790	13,329	19.4%
2004	289,832	99,464	34.3%	131,102	29,610	22.6%	93,088	57,344	61.6%	65,642	12,510	19.1%
連邦最高官庁 ( Oberste Bundesbehörden )												
1998	23,262	9,078	39.0%	12,704	2,586	20.4%	8,745	6,127	70.1%	1,813	365	20.1%
1999	22,716	9,147	40.3%	12,397	2,717	21.9%	8,629	6,070	70.3%	1,690	360	21.3%
2000	22,246	9,174	41.2%	12,168	2,838	23.3%	8,404	6,001	71.4%	1,674	335	20.0%
2001	22,550	9,745	43.2%	12,024	2,983	24.8%	8,778	6,363	72.5%	1,748	399	22.8%
2002	22,642	9,944	43.9%	12,247	3,265	26.7%	8,736	6,284	71.9%	1,659	395	23.8%
2003	24,965	11,001	44.1%	14,188	4,021	28.3%	9,066	6,567	72.4%	1,711	413	24.1%
2004	24,899	11,132	44.7%	14,326	4,188	29.2%	9,069	6,568	72.4%	1,504	376	25.0%
下部官庁及び裁判所 ( Nachgeordnete Bundesbehörden und -gerichte )												
1998	303,752	99,274	32.7%	118,631	22,171	18.7%	98,548	60,238	61.1%	86,573	16,865	19.5%
1999	300,121	97,981	32.6%	121,281	23,166	19.1%	95,306	58,680	61.6%	83,534	16,135	19.3%
2000	297,053	96,689	32.5%	121,416	23,555	19.4%	94,207	57,676	61.2%	81,430	15,458	19.0%
2001	289,912	94,415	32.6%	120,207	23,918	19.9%	90,928	55,463	61.0%	78,777	15,034	19.1%
2002	283,990	93,313	32.9%	119,479	24,260	20.3%	88,596	54,172	61.1%	75,915	14,881	19.6%
2003	262,948	87,133	33.1%	114,318	24,575	21.5%	81,551	49,642	60.9%	67,079	12,916	19.3%
2004	264,933	88,332	33.3%	116,776	25,422	21.8%	84,019	50,776	60.4%	64,138	12,134	18.9%
中級官庁 ( Mittelbarer Bundesdienst )	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率
1998	234,351	142,634	60.9%	46,543	17,402	37.4%	177,365	118,410	66.8%	10,443	6,822	65.3%
1999	233,124	142,138	61.0%	47,182	17,894	37.9%	175,917	117,789	67.0%	10,025	6,455	64.4%
2000	234,032	143,304	61.2%	47,347	18,248	38.5%	176,802	118,797	67.2%	9,883	6,259	63.3%
2001	235,773	145,571	61.7%	47,797	19,039	39.8%	178,480	120,590	67.6%	9,496	5,942	62.6%
2002	237,111	147,392	62.2%	48,652	20,012	41.1%	179,195	121,732	67.9%	9,264	5,648	61.0%
2003	234,357	145,620	62.1%	47,797	20,438	42.8%	178,015	119,959	67.4%	8,545	5,223	61.1%
2004	225,779	142,209	63.0%	46,711	20,442	43.8%	171,245	117,078	68.4%	7,823	4,689	59.9%
連邦政府職員総数	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率	男女総数	女性	女性 比率
1998	561,365	250,986	44.7%	177,878	42,159	23.7%	284,658	184,775	64.9%	98,829	24,052	24.3%
1999	555,961	249,266	44.8%	180,860	43,777	24.2%	279,852	182,539	65.2%	95,249	22,950	24.1%
2000	553,331	249,167	45.0%	180,931	44,641	24.7%	279,413	182,474	65.3%	92,987	22,052	23.7%
2001	548,235	249,731	45.6%	180,028	45,940	25.5%	278,186	182,416	65.6%	90,021	21,375	23.7%
2002	543,743	250,649	46.1%	180,378	47,537	26.4%	276,527	182,188	65.9%	86,838	20,924	24.1%
2003	522,270	243,754	46.7%	176,303	49,034	27.8%	268,632	176,168	65.6%	77,335	18,552	24.0%
2004	515,611	241,673	46.9%	177,813	50,052	28.1%	264,333	174,422	66.0%	73,465	17,199	23.4%

(注) 連邦政府職員に健康保険組合 ( Betriebskrankenkassen ) ( 2003、2004年 ) の職員数は含まない。

(出所) ドイツ連邦議会報告書 ( Drucksache ) 16/3776 ( 2006年 ) より作成

図表 2-14 連邦政府官吏の階層別女性の割合（フルタイム）

	総数			高級職（Höherer Dienst）			上級職（Gehobener Dienst）			中級職（Mittlerer Dienst）			単純業務職（Einfacher Dienst）		
	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率
連邦官庁及び裁判所（Bundesbehörden und -gerichte）															
1998	126,228	21,040	16.7%	17,494	2,331	13.3%	38,566	7,898	20.5%	66,785	10,376	15.5%	3,383	435	12.9%
1999	127,371	21,803	17.1%	17,098	2,402	14.0%	38,571	8,066	20.9%	68,329	10,858	15.9%	3,373	477	14.1%
2000	124,948	21,675	17.3%	16,726	2,468	14.8%	37,799	8,092	21.4%	67,192	10,655	15.9%	3,231	460	14.2%
2001	122,399	21,760	17.8%	16,580	2,544	15.3%	37,638	8,268	22.0%	65,061	10,481	16.1%	3,120	467	15.0%
2002	120,512	21,934	18.2%	16,096	2,650	16.5%	37,304	8,402	22.5%	64,030	10,406	16.3%	3,082	476	15.4%
2003	120,858	22,621	18.7%	16,479	2,966	18.0%	37,812	8,746	23.1%	63,521	10,422	16.4%	3,046	587	16.0%
2004	123,072	23,132	18.8%	16,820	3,082	18.3%	38,852	9,006	23.2%	64,327	10,546	16.4%	3,073	498	16.2%
中級官庁（Mittelbarer Bundesdienst）															
1998	42,474	14,040	33.1%	5,314	747	14.1%	33,232	12,368	37.2%	3,657	907	24.8%	271	18	6.6%
1999	42,100	14,022	33.3%	5,239	798	15.2%	32,874	12,298	37.4%	3,699	907	24.5%	288	19	6.6%
2000	41,291	13,935	33.7%	5,018	786	15.7%	32,386	12,272	37.9%	3,596	859	23.9%	291	18	6.2%
2001	40,983	14,272	34.8%	4,942	842	17.0%	32,263	12,565	38.9%	3,482	843	24.2%	296	22	7.4%
2002	41,181	14,799	35.9%	4,828	839	17.4%	32,612	13,033	40.0%	3,446	905	26.3%	295	22	7.5%
2003	41,907	15,168	36.2%	5,246	973	18.5%	33,047	13,343	40.4%	3,345	835	25.0%	269	17	6.3%
2004	40,475	14,816	36.6%	5,332	1,048	19.7%	31,749	12,976	40.9%	3,141	774	24.6%	253	18	7.1%
連邦政府職員総数（Bundesdienst insgesamt）															
1998	168,702	35,080	20.8%	22,808	3,078	13.5%	71,798	20,266	28.2%	70,442	11,283	16.0	3,654	453	12.4%
1999	169,471	35,825	21.1%	22,337	3,200	14.3%	71,445	20,364	28.5%	72,028	11,765	16.3	3,661	496	13.5%
2000	166,239	35,610	21.4%	21,744	3,254	15.0%	70,185	20,364	29.0%	70,788	11,514	16.3	3,522	478	13.6%
2001	163,382	36,032	22.1%	21,522	3,386	15.7%	69,901	20,833	29.8%	68,543	11,324	16.5	3,416	489	14.3%
2002	161,693	36,733	22.7%	20,924	3,489	16.7%	69,916	21,435	30.7%	67,476	11,311	16.8	3,377	498	14.7%
2003	162,765	37,789	23.2%	21,725	3,939	18.1%	70,859	22,089	31.2%	66,866	11,257	16.8	3,315	604	15.2%
2004	163,547	37,948	23.2%	22,152	4,130	18.6%	70,601	21,982	31.1%	67,468	11,320	16.8	3,326	516	15.5%

（注）連邦官庁及び裁判所には、連邦最高官庁及び下部官庁・裁判所を含む。

（出所）ドイツ連邦議会報告書（Drucksache）16/3776（2006年）より作成

図表 2-15 連邦政府のパートタイム職員数に占める女性の割合

	総数			官吏 ( Beamtinnen und Beamte )			事務職員 ( Angestellte )			労務者 ( Arbeiterinnen und Arbeiter )		
	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率
連邦官庁及び裁判所 ( Bundesbehörden und -gerichte )												
1998	27,783	25,053	90.2%	5,107	3,717	72.8%	18,335	17,242	94.0%	4,341	4,094	94.3%
1999	29,627	25,546	86.2%	6,307	4,080	64.7%	18,785	17,390	92.6%	4,535	4,076	89.9%
2000	35,684	27,216	76.3%	8,636	4,718	54.6%	20,722	18,368	88.6%	6,326	4,130	65.3%
2001	36,927	27,480	74.4%	9,832	5,141	52.3%	20,348	18,017	88.5%	6,747	4,322	64.1%
2002	40,808	29,027	71.1%	11,214	5,591	49.9%	21,643	18,766	86.7%	7,951	4,670	58.7%
2003	29,163	25,718	88.2%	7,648	5,975	78.1%	17,524	16,185	92.4%	3,991	3,558	89.2%
2004	29,964	26,536	88.6%	8,030	6,478	80.7%	18,031	16,666	92.4%	3,903	3,392	86.9%
中級官庁 ( Mittelbarer Bundesdienst )												
1998	36,598	34,667	94.7%	4,069	3,362	82.6%	27,675	26,552	95.9%	4,854	4,753	97.9%
1999	40,532	37,211	91.8%	5,082	3,872	76.2%	30,715	28,786	93.7%	4,735	4,553	96.2%
2000	44,396	39,918	89.9%	6,056	4,313	71.2%	33,682	31,195	92.6%	4,658	4,410	94.7%
2001	48,132	43,073	89.5%	6,814	4,767	70.0%	36,860	34,094	92.5%	4,458	4,212	94.5%
2002	50,918	45,315	89.0%	7,471	5,213	69.8%	39,086	36,090	92.3%	4,361	4,012	92.0%
2003	49,972	45,963	92.0%	5,890	5,270	89.5%	40,303	37,049	91.9%	3,779	3,644	96.4%
2004	50,197	46,387	92.4%	6,236	5,626	90.2%	40,651	37,621	92.5%	3,310	3,140	94.9%
連邦政府職員総数 ( Bundesdienst insgesamt )												
1998	64,381	59,720	92.8%	9,176	7,079	77.1%	46,010	43,794	95.2%	9,195	8,847	96.2%
1999	70,159	62,757	89.4%	11,389	7,952	69.8%	49,500	46,176	93.3%	9,270	8,629	93.1%
2000	80,080	67,134	83.8%	14,692	9,031	61.5%	54,404	49,563	91.1%	10,984	8,540	77.7%
2001	85,059	70,553	82.9%	16,646	9,908	59.5%	57,208	52,111	91.1%	11,205	8,534	76.2%
2002	91,726	74,342	81.0%	18,685	10,804	57.8%	60,729	54,856	90.3%	12,312	8,682	70.5%
2003	79,135	71,681	90.6%	13,538	11,245	83.1%	57,827	53,234	92.1%	7,770	7,202	92.7%
2004	80,161	72,923	91.0%	14,266	12,104	84.8%	58,682	54,287	92.5%	7,213	6,532	90.6%

( 出所 ) ドイツ連邦議会報告書 ( Drucksache ) 16/3776 ( 2006年 ) より作成

公務員の階級移動では、官吏では男性では階級が上昇する割合が大きい一方で、女性の階級が上昇する場合が少ない。また、女性の事務職員の場合は単純業務職から中級職又は中級職から上級職に階層が上昇する人数が多い。他方で、上級職から高級職になる事務職員における女性割合は小さく、より多くの男性が高級職になっている（図表 2-16）。

図表 2-16 連邦官庁及び裁判所における階層上昇と女性の割合

	1997年7月1日 - 1998年6月30日			1998年7月1日 - 1999年6月31日			1999年7月1日 - 2000年6月30日			2000年7月1日 - 2001年6月31日		
	男女 総数	女性	女性 比率									
官吏 (Beamtinnen und Beamte)												
上級職から高級職	69	5	7.2%	68	7	10.2%	49	6	12.2%	55	7	12.7%
中級職から上級職	239	14	5.8%	409	16	3.9%	427	35	8.1%	570	31	5.4%
単純業務職から中級職	28	7	25.0%	22	3	13.6%	37	5	13.5%	72	6	8.3%
合計	336	26	7.7%	499	26	5.2%	513	46	8.9%	697	44	6.3%
事務職員 (Angestellte)												
上級職から高級職	68	25	36.7%	90	46	51.1%	49	19	38.7%	45	16	35.5%
中級職から上級職	248	32	12.9%	269	101	37.5%	185	75	40.5%	222	100	45.0%
単純業務職から中級職	206	179	86.8%	229	184	80.3%	245	185	75.5%	267	204	76.4%
合計	522	236	45.2%	588	331	56.2%	479	279	58.2%	534	320	59.9%
合計	858	262	30.5%	1,087	357	32.8%	992	325	32.7%	1,231	364	29.5%

	2001年7月1日 - 2002年6月30日			2002年7月1日 - 2003年6月30日			2003年7月1日 - 2004年6月30日		
	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率	男女 総数	女性	女性 比率
官吏 (Beamtinnen und Beamte)									
上級職から高級職	73	4	5.4%	88	15	17.0%	67	11	16.4%
中級職から上級職	493	47	9.5%	474	58	12.2%	434	42	9.6%
単純業務職から中級職	149	16	10.7%	26	4	15.3%	27	4	14.8%
合計	715	67	9.3%	588	77	13.0%	528	57	10.7%
事務職員 (Angestellte)									
上級職から高級職	59	23	38.9%	64	20	31.2%	52	24	46.1%
中級職から上級職	377	115	30.5%	320	161	50.3%	315	171	54.2%
単純業務職から中級職	193	126	65.2%	204	144	70.5%	204	136	66.6%
合計	629	264	41.9%	588	325	55.2%	571	331	57.9%
合計	1,344	331	24.6%	1,176	402	34.1%	1,142	388	33.9%

(注) 連邦官庁及び裁判所には、連邦最高官庁及び下部官庁・裁判所を含む。

(出所) ドイツ連邦議会報告書 (Drucksache) 16/3776 (2006年) より作成

## (2) 行政分野への女性の参画に関する取組

ドイツでは、女性の地位向上のための政策は、公務部門から始まった。1994年から、連邦の公務員については、女性の地位向上法に基づいた取組が行われていたが、女性の地位の向上法を廃止し、新しい法律を制定することとなり、2001年12月に連邦平等法（Burdegleichstellungsgesetz）が制定された<sup>30</sup>。連邦平等法では、基本理念が女性の地位向上から平等と変更されたが、これは女性の地位の向上という点、女性の側に能力不足等の原因があり、そのために女性の地位の向上を図らなければならないという印象を与えると考えられたためである。

連邦平等法によって女性の割合が少ない領域では、職業訓練生の受入、採用、昇進の際に、適性、業績、能力が同じであることを条件として、競争相手の男性の個人的事情が当該女性よりも重大でない場合に限り女性を優先することができるという、個々の場合を考慮したクォータ制の規定も加えられることになった。その他女性に対する差別となるような決定をしてはならないことや女性職員が育児休暇やパートタイムに就く権利等も認められている。

連邦平等法に基づき、男女平等実現のため4ヵ年計画が定められ、平等法執行を担当する平等問題担当者及び副担当者を100人以上の職員がいる官署に配置することが義務付けられた。平等問題担当者及び副担当者は女性独自の問題をよく理解できるのは女性であるという理由から女性が担当することが定められている。また、人事部から独立した立場にあり、平等問題担当者を選ぶ権利は女性職員にのみ与えられている。

また、男女平等に関するモニタリングとして連邦政府に対して、連邦政府における男性に対する女性の立場や状況に関する報告書を提出することが定められている。これまでに2006年12月に第1回目の報告書（2001年7月から2004年7月までの状況）が提出され、第2回の報告書は2010年の春に提出される予定である。

連邦平等法では、行政文書において女性について職業名の女性形を用いることや、ジェンダー主流化についても規定し、様々な面において男女平等が実現されるような処置を講じている。

各州では州毎に男女平等法や女性の地位向上を目的とした法律が制定されている。1980年代に、一部の州政府は女性の地位向上のためのガイドラインを定め、行政部門における女性の地位向上を図ったが、ガイドラインであったため拘束力を欠いていた。しかし、1989年から1991年にかけて、ザールラント、ノルトライン・ウェストファーレン、ブレーメン、ハンブルクの各州が、州と地方自治体の公務員のための男女平等法を制定し、州レベルでの法制度が整備されるようになった。1998年にチューリンゲンで平等法が制定され、これによって全16州において平等法が制定された。

各州の平等法は、男女平等計画の策定を義務付け、人事選考において女性を優先する等のクォータの設定、差別禁止、家庭と職業の両立支援について定めている。さらに、州は各平等法に従って男女平等担当者（Frauenbeauftragte）を役所に配置している。男女平等担当者は、法令順守、男女平等化推進や平等のために職場改善を実施する役割を担っている。

ブレーメン州平等法では、女性の進出度が低い部門のあるポストに対して男女の候補者

<sup>30</sup> 齋藤純子「連邦公務員のための男女平等法の制定」ジュリスト、No.1215（2002年）

がいる場合、候補者が同一資格であるならば、女性候補者を採用すると定めており、男性候補者の個人の事情に配慮する条項がなかった。しかし、この女性に対するアファーマティブ・アクションに対して、欧州裁判所は、同一資格の男女候補者がいる場合に自動的に女性候補者を優先されることは認められないという判決を下した<sup>31</sup>。この判決をきっかけに、ドイツにおいては男性候補者側の事情も考慮するという過酷条項（社会的制限条項）が盛り込まれるようになった<sup>32</sup>。

### （３）今後の課題

連邦の公務部門では、女性の参画率は継続的に上昇している。今後は各省の人事政策において研修や子どものケア、女性の休職後の復帰の可能性などについて取り組む必要がある。しかし、各省が人事に裁量権を有しているため、こうした女性政策が各省で実施されなかった場合でも、連邦家庭省が制裁を行うことはできない。したがって、各省間がベスト・プラクティスに関する情報交換を行い、各省の上層部の意識を高めることが重要である。そのため、平等問題担当者の果たす役割が期待されている。

公務部門においては、高級職の女性職員割合が他の職位と比較して低いいため、高級職の女性職員を増やすことも必要と考えられている。

さらに、公務部門のパートタイム労働者の大部分を女性職員が占めているため、女性にとって働きやすい職場環境となっているのか、女性がパートタイム労働を選択せざるを得ないのか、といった原因の把握及び対策が求められている。

## 4. 民間の雇用分野への女性の参画

### （１）民間部門への女性の参画の実態

労働力人口については、2006年において女性が全体の約45%を占めている。

---

<sup>31</sup> カランケ事件（C450/93 Eckhard Kalanke v. Freie Hansestadt Bremen [1995] ECR I-3051）

<sup>32</sup> 齋藤純子「ドイツの公務部門におけるポジティブ・アクション」及び大藤紀子「欧州連合（EU）における男女共同参画政策とポジティブ・アクション」辻村みよ子編『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』東北大学出版会（2006年）参照